

令和 3 年度 狛江市青少年問題協議会小委員会

## 報告書

「今後の青少年問題協議会のあり方について」

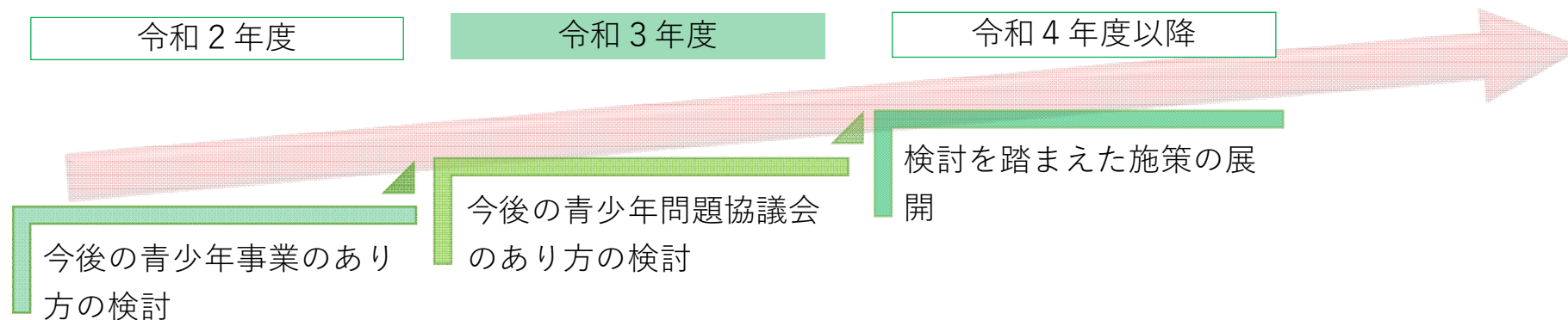
令和 3 年12月15日(水)

# 1. 令和3年度小委員会での議論の流れ・展開

- 目次
- 議論の流れ・展開
- 論点提示
- 論点①  
規定との乖離
- 論点②  
課題の変化
- 論点③  
類似の会議体
- 会議での意見等  
確認
- まとめの流れ
- 論点毎の方向性の  
整理
- 提案・結論

## ■ 令和3年度の議論内容

- ・ 令和2年度に今後の青少年事業のあり方を議論し、今後はそこで得られたテーマに沿って青少年事業を進めていくこととした。
- ・ 令和3年度は、今後の青少年問題協議会について、担うべき所掌事項や子どもから若者までの一貫した支援が求められている中で、子ども・若者を取り巻く現状や課題を確認しながら、子育てや子どもに関する施策を議論する「子ども・子育て会議」などをはじめとした類似の会議体との整理等について改めて議論し、今後の本協議会のあり方（あるべき姿）を検討した。



## 2. 今後の青少年問題協議会のあり方の検討における 3つの論点

- 目次
- 議論の流れ・展開
- 論点提示
- 論点①  
規定との乖離
- 論点②  
課題の変化
- 論点③  
類似の会議体
- 会議での意見等  
確認
- まとめの流れ
- 論点毎の方向性の  
整理
- 提案・結論

### ■ 論点①：狛江市青少年問題協議会の役割のギャップ

- ・「実際の所掌事項」と「規定上の役割」において ギャップが生じている。

#### 議論の内容

子ども・若者を取り巻く現状や課題を確認しながら協議会のあるべき姿を議論

### ■ 論点②：子ども・若者の今日的な課題の変化

- ・子ども・若者を取り巻く状況が「非行」というものから「複雑化（児童虐待、発達障がい、いじめ、不登校、ひきこもり、社会的孤立など）」かつ見えにくくなってきている。  
⇒指導・育成・保護などに留まらず、専門的な機関による連携した支援が必要になってきている。

- ・ 子どもから若者までの切れ目のない支援が求められている。

#### 参考

地方青少年問題協議会法に基づく地方青少年問題協議会「設置率」：**52.4%**（R2.1.1時点）

### ■ 論点③：類似の会議体の存在

- ・「子ども・子育て会議」の所掌と重なる部分や「青少年問題協議会」での議論の内容に整理が必要。
- ・「子育て応援プラン」+「子ども・若者計画」⇒「第2期子ども・若者応援プラン」の策定・進捗管理を 子ども・子育て会議にて一体的に実施。

## 2-1. 論点①：狛江市青少年問題協議会の役割のギャップ

目次
議論の流れ・展開
論点提示
論点① 規定との乖離
論点② 課題の変化
論点③ 類似の会議体
会議での意見等 確認
まとめの流れ
論点毎の方向性の 整理
提案・結論

### ■ 狛江市青少年問題協議会の事業

- ・ 青少協だよりの発行
- ・ 「健全育成啓発用三角塔」の維持・管理
- ・ 「健全育成看板」の維持管理
- ・ すくすくコンサート⇒令和3年度中止
- ・ その他情報交換など



・ 「実際の事業」と「規定上の役割」においてギャップが生じているのではないか。  
・ 調査審議できていないのではないか。

### ■ 狛江市青少年問題協議会設置条例

(昭和51年施行)

(目的)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。）第1条の規定に基づき、青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関し調査審議するため、市長の附属機関として狛江市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(小委員会)

第4条 協議会は、条例第6条の規定に基づき青少年の健全育成のための施策を推進するに際し、具体的な実施計画等の調整等を行うため、狛江市青少年問題協議会小委員会を置く。

### ■ 地方青少年問題協議会法

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。）を置くことができる。

## 2-2. 論点②：子ども・若者の今日的な課題の変化

目次
議論の流れ・展開
論点提示
論点① 規定との乖離
論点② 課題の変化
論点③ 類似の会議体
会議での意見等 確認
まとめの流れ
論点毎の方向性の 整理
提案・結論

### ■ 社会的な課題の変化

- ・子ども・若者を取り巻く状況が「非行」というものから「複雑化（児童虐待、発達障がい、いじめ、不登校、ひきこもり、社会的孤立など）」かつ見えにくくなってきている。  
⇒指導・育成・保護などに留まらず、専門的な機関による連携した支援が必要になってきている。
- ・社会との関係の希薄化/社会的孤立の防止、居場所の確保等が求められている。  
⇒第2期子ども・若者応援プランにおいて「子どもや若者の居場所の確保と社会参加に向けた支援」を5年間に取り組む基本施策として位置づけ。

参考

（若者生活実態調査）「若者を対象にアンケートを実施」

- ①悩みごとがある（68.8%）と回答した人が相談したいと思う相手
  - ・親、友達など自分が知っている相手 53.6%
  - ・カウンセラーや医師など専門性の高い相手 28.0%
  - ・市の職員など身近だけど自分の知らない相手 9.7%
- ②「若者のために必要な市の取り組み」
  - ・お金の心配をすることなく学べる（学・習い事）ように支援する 24.3%
  - ・就職に向けた相談やサポート体制を充実させる 11.5%
  - ・自由に過ごす場を増やす 11.2%

## 2-3. 論点③：類似の会議体の存在

目次
議論の流れ・展開
論点提示
論点① 規定との乖離
論点② 課題の変化
論点③ 類似の会議体
会議での意見等 確認
まとめの流れ
論点毎の方向性の 整理
提案・結論

### ■ 狛江市子ども・子育て会議条例

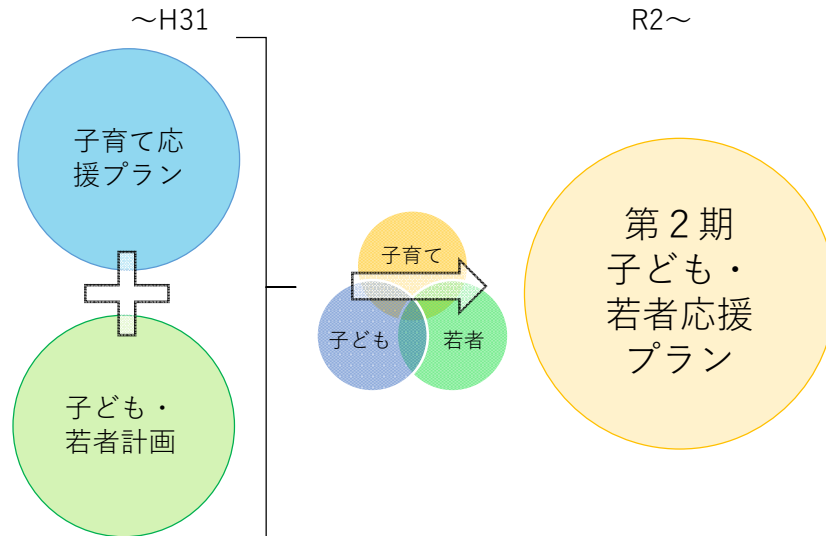
(設置)  
 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、狛江市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。  
 (所掌事務)  
 第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他子ども・子育て支援の推進に関し必要な事項を処理する。

子ども・子育て支援法  
 (市町村等における合議制の機関)  
 第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。  
 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。  
 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。  
 三 市町村 子ども・子育て支援事業計画 に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。  
 四 当該市町村における 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し 必要な事項及び当該施策の 実施状況を調査審議 すること。

### ■ 子ども・若者応援プラン策定体制

平成31年度（令和元年度）に令和2年度を始期とする狛江市第2期子ども・若者応援プランを策定。すべての子ども・若者が健やかに成長できるよう、従来の 子育て応援プラン と 子ども・若者計画 を包含し、子ども・若者や子育てに関する切れ目のない支援 を総合的に推進する計画となる。

⇒ 子ども・子育て会議 を主体として審議。進捗管理についても、子ども・子育て会議にて一体的に実施



### ■ 子ども・子育て会議 次期構成メンバー予定案 (R3.10時点調整中)

有識者	3	総括 母子保健 療育
関係機関	6	幼稚園 保育園 小学校 中学校 狛江高校 (予定) 児童相談所
支援機関	3	子どもの居場所 (予定) 地域における青少年の育成 若者支援
公募市民	4	

### 3. 第1回会議での意見等（一部抜粋）

目次
議論の流れ・展開
論点提示
論点① 規定との乖離
論点② 課題の変化
論点③ 類似の会議体
会議での意見等 確認
まとめの流れ
論点毎の方向性の 整理
提案・結論

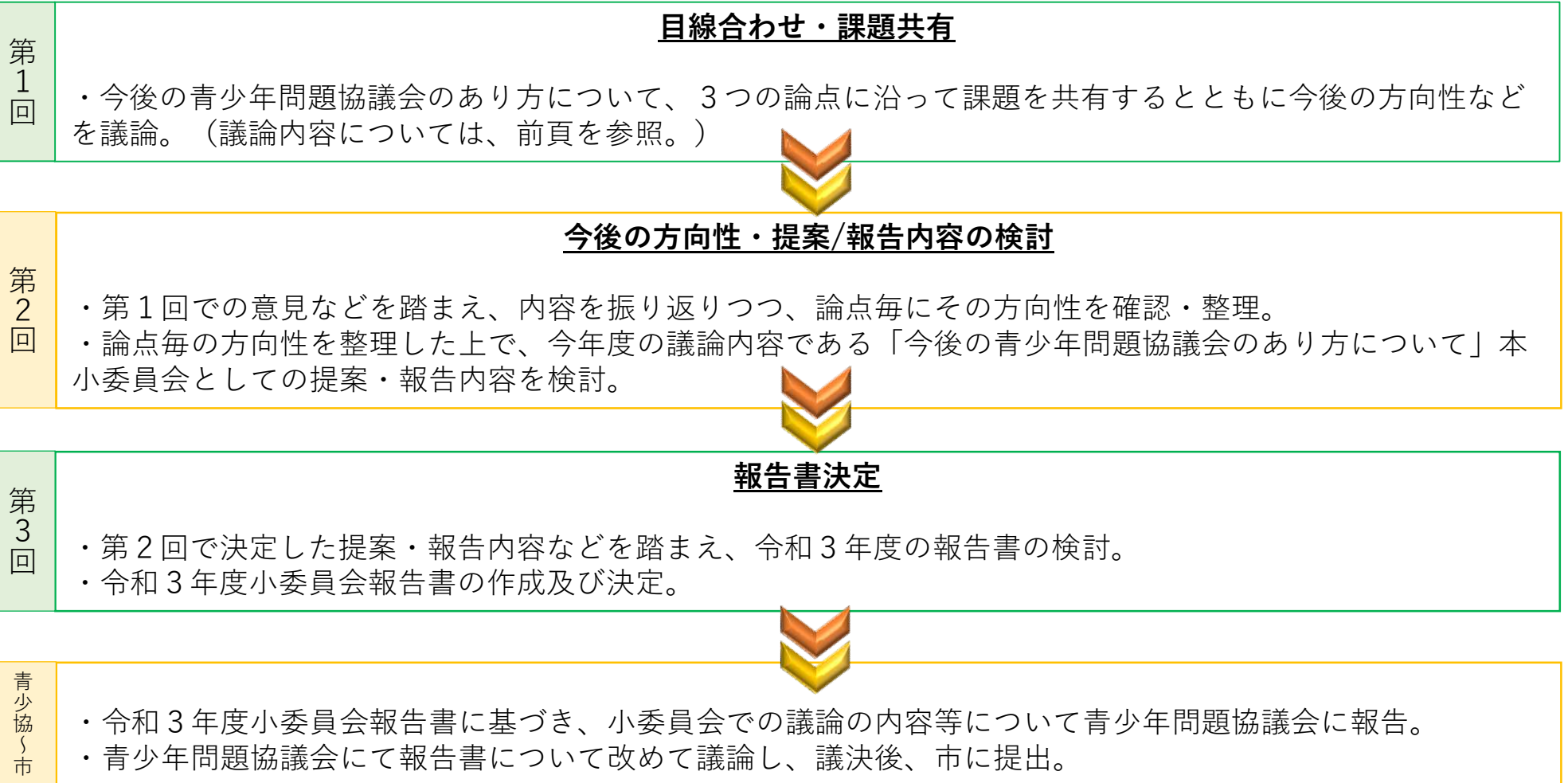
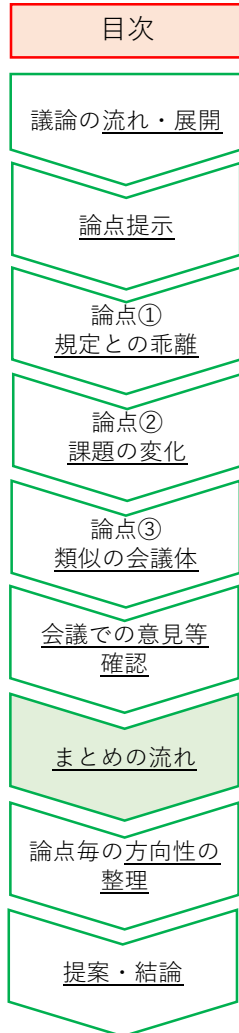
役割のギャップについて

- ・今行っている事業に関して規定上とギャップがあるということであれば、あり方を整理していくべきであると思う。
- ・本協議会のあり方については、以前青少年問題協議会の実行部隊として存在した活動実施委員会という組織があったが、最終的には本小委員会との役割があいまいになり統合されたという経緯がある。それを踏まえると、本小委員会は活動するという意味合いも持つが、青少年について総会で議論がなされていない現在の状況では、本小委員会は議論と審議の場として存在するべきであると思う。
- ・小委員会といっても、現在ではすすくコンサートの実行委員と変わらないと感じる面もあるため、条例に則して役割を見直していく必要がある。
- ・自宅近くに健全育成の看板があるが、子ども達に啓発する効果があるかは疑問である。本小委員会は、色々な青少年関係の団体のメンバーが集まっているため、議論をしないのはもったいないと思う。色々な視点から意見を出すことで、協議会自体の中身も変わってくると思う。

類似の会議体について

- ・青少年問題協議会は、直接子どもに接している方が多く、現場を見ているという印象がある。子ども・子育て会議との整理も一案ではあると思うが、参加メンバーの数が多く発言の機会も限られる。青少年・若者の部分を議論の対象にすると、更にメンバーが増えてますます発言の機会が減るという一面もあると思う。
- ・子ども・子育て会議は、妊娠期から40～50歳代までとターゲットが幅広い。子ども・子育て会議との発展的な融合として、資料の通り青少年関係の委員がその会議体に委員として参加する事や、或いは、青少年・若者の問題に特化した会議体として本協議会を残し、代表として子ども・子育て会議に参加してもらう事などが考えられると思う。
- ・子どもの居場所作りなど、色々なところで似たようなことが話し合われていることもある。子ども・子育て会議が主体となって、例えば、青少年・若者の分野については分科会として進めていく、ということも一つの案として考えられる。
- ・子ども・子育て会議との整理など、本協議会の整理をしていくことは必要であるが、多少はゆるい整理の方が新陳代謝や新しい意見が取り入れやすいということを踏まえるとメリットもある。ただし、他団体の活動を知ることなど連携をしていくことも必要である。

## 4. 報告まとめにおける主な流れ





## 5. 論点毎の方向性の整理

目次
議論の流れ・展開
論点提示
論点① 規定との乖離
論点② 課題の変化
論点③ 類似の会議体
会議での意見等 確認
まとめの流れ
論点毎の方向性の 整理
提案・結論

### ■ 論点①：狛江市青少年問題協議会の役割のギャップ

- ・「実際の所掌事項」と「規定上の役割」において **ギャップが生じている**。

### ■ 論点②：子ども・若者の今日的な課題の変化

- ・子ども・若者を取り巻く状況が「**非行**」というものから「**複雑化（児童虐待、発達障がい、いじめ、不登校、ひきこもり、社会的孤立**など）」かつ見えにくくなってきている。  
⇒指導・育成・保護などに留まらず、専門的な機関による連携した支援が必要になってきている。
- ・ **子どもから若者までの切れ目のない支援**が求められている。

### ■ 論点③：類似の会議体の存在

- ・「子ども・子育て会議」の所掌と重なる部分や「青少年問題協議会」での議論の内容に整理が必要。
- ・「子育て応援プラン」+「子ども・若者計画」⇒「第2期子ども・若者応援プラン」の策定・進捗管理を **子ども・子育て会議にて一体的に実施**

### ■ 方向性

- ・本来の目的に沿い、議論と審議の場としての整理
- ★青少年問題協議会設置条例設置目的：  
「～青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関し調査審議～」

- ・虐待やいじめ、ひきこもりなど子どもの課題は多岐にわたる。現在の子ども・若者の課題・状況に則した事業整理や議論を展開

- ・所掌が類似する子ども・子育て会議との整理をしつつ、青少年・若者に関する議論の場として、分科会のような形を残しつつ整理

# 6. 今後の青少年問題協議会のあり方について (提案)

目次

- 議論の流れ・展開
- 論点提示
  - 論点① 規定との乖離
  - 論点② 課題の変化
  - 論点③ 類似の会議体
- 会議での意見等確認
- まとめの流れ
- 論点毎の方向性の整理
- 提案・結論

